○国土交通省告示第七百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

別表の五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「東宿郷一丁目九番十五号」を「馬場通り二丁目一番一号」に改め、マをケとし、ウからヤまでをヰからマまでとし、ムの次に次のように加える。

ウ　山口支店　山口県山口市小郡高砂町一番八号

別表の十一の項指定をした日欄中「十九」を「二十四」に改め、別表の二十二の項業務区域欄中「埼玉県」を「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県」に、「及び愛知県名古屋市」を「山梨県、長野県、静岡県及び愛知県」に改める。

○環境省告示第百十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の五第三項の規定に基づき、廃棄物処理センターの名称について変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
　変更前　財団法人クリーンいわて事業団
　変更後　一般財団法人クリーンいわて事業団
二　住所　岩手県奥州市江刺区岩谷堂字大沢田百十三番地
三　事務所の所在地　岩手県奥州市江刺区岩谷堂字大沢田百十三番地

○防衛省告示第百六十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年七月十日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年七月十七日（予備、同月十八日及び同月二十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年七月十日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年七月十八日（予備、同月十九日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦七隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年七月十日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年七月二十三日及び同月二十四日の毎日〇六〇〇から二三〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年七月十日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年七月二十五日（予備、同月二十六日から同月二十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　道路の種類及び路線名
　一般国道　二号

二　道路の位置
　山口県下関市市棕野地先から福岡県北九州市門司区旧門司地先まで

三　縦覧場所
　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

四　管理の期間
　平成二十四年六月十八日から本協定の存続する日まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
　氏名　丸紅アクセスソリューションズ株式会社　代表取締役社長　齊藤　秀久
　住所　東京都千代田区大手町二丁目六番一号

三　他の管理者が行う管理の内容
　一般国道二号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道二号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載